

(2) 関東系土器出土の意義とその問題点

最近、宮城県内において、古墳時代終末から奈良時代初期に関東系土器の出土が盛んに報告されるようになった。ここでは、紙数の関係上細部にわたって言及できないが、現在までの成果を素描し、あわせてその意義にふれ、今後の研究の見通しをたてておきたい。

まずここでのいう関東系土器とは、関東地方の特徴をもつ古墳時代終末か奈良時代初期にかけて存在した土師器、つまり、鬼高期～真間期の土師器ということになろう。具体的にみると、坏形土器はおよそ須恵器を模倣した丸底で稜をもち、口縁部が内傾するタイプと丸みの強い碗状のタイプになろうか。これらは、種々のバラエティを生みながらしだいに平底化の傾向を示し、盤状坏の出現はその最も典型的な例であろう。また甗は、およそ丸みの強い器形から長胴化の傾向を強めていくという変遷が確認されている。

では在地の土器はどうであろうか。この時期の坏は体部と口縁部の境に稜をもち、口縁部が大きく外反する形態が最も基本的である。やがて稜のつく位置が下って平底坏の出現に至る。甗は、下ぶくれの体部が最も特徴的であって、やはり、長胴化の傾向を示すようになる。甗は大型、小型に分けられ、前者は単孔、後者は多孔のものが多い。形態は関東地方のものと大きな差異はない。

器面調整を比較してみると、坏は、関東地方のものは、横ナデとケズリ調整が主流を占め、内面にミガキ及び放射状の暗文がみられる。一部に内外の赤色塗彩が施される。在地のものは、外面ケズリ調整と口縁部横ナデ、内面を黒色処理、ミガキ調整を施す。しだいに内外面はミガキ調整が主流を占めるようになる。甗、甗は、関東地方のものはヘラケズリ調整を特徴とし、在地のものは、刷毛目調整やナデ調整が本来の基本的な調整方法である。もちろんケズリ調整を施すものも存在するが、関東地方の影響によるものかどうか再検討する必要がある。今後在地における各器種ごとの基本となる形態及び器面調整を認識し、関東地方の土器の特徴と比較すれば、明確な区別あるいは影響の度合も明確になってこよう。

また関東系と認識された土器がどのような経過をたどって遺跡にもたらされたかも問題となる。この問題は、理論上以下の3つの場合が想定される。

1. 人々が移動し、かれらが移動先で製作する。
2. 人々の移動に伴って土器も搬入される。
3. 人々の移動は伴わず、在地において他の地域のものを模倣する。

本遺跡の場合、胎土の観察から1の場合が最も有力であると考えられる。もちろん胎土分析によってより客観的データのもとに証明される必要がある。さらに、今回の調査区から検出された遺構からは、在地の特徴をもつ土器はほとんど出土せず、いずれも関東系の土器で占められている。たとえば刷毛目調整の甗が皆無である点などは、その最も良い事例であろう。関東系

の土器は鬼高Ⅰ～Ⅱ式の特徴を持つ土器が主体であり、これに栗圀式の古い段階の坏が伴う。この時期の標式遺跡である栗遺跡では、関東系の土器を伴っているようであるが、主体とはならず、本遺跡とは極めて好対象を示している。

さて関東系の土器群が主体をなす集落跡をどのように理解したらよいであろうか。この問題についてまず周辺の遺跡をみることにしたい。本遺跡周辺では、名取市清水遺跡の第Ⅴ群土器を伴う集落跡（丹羽ほか：1981）や前述の栗遺跡（工藤ほか：1982）では客体的存在ではあるが、関東系の土器が伴う。また、仙台市郡山遺跡（木村ほか：1981～83）は、官衙遺跡として扱われているが、官衙形成直前の第Ⅱ段階の集落跡から初期官衙が形成された第Ⅲ段階にかけて、関東系（鬼高式後半～真間式）の土器が伴う。しかもこの遺跡では、畿内系（飛鳥Ⅲ期）の坏が共伴している。県北部では、田尻町日向前横穴古墳群（早坂：1981）、色麻町色麻古墳群（古川：1983）、古川市朽木橋横穴古墳群（佐々木ほか：1983）、名生館跡（後藤：1984）、三本木町山畑横穴古墳群（氏家：1973）、志波姫町御駒堂遺跡（小井川ほか：1982）などがある。このうち玉造柵の有力な擬定地とみられる名生館跡は、官衙形成直前から形成期にかけて（7c末～8c初）関東系の土器が伴出している。これは、先の郡山遺跡と極めて共通した現象である。現在県南部や東部については明らかではない。今後さらに関東系の土器を伴う遺跡は必然的に増加すると考えられる。過去に調査された遺跡の土器群を再検討すれば、さらに増加することが予想される。

このように見てくると、現在関東系の土器を伴う遺跡は、宮城野平野から名取平野北部の地域と大崎平野の二つの地域に濃密に分布することが理解できる。二つの地域の核となりうる遺跡は、前者では郡山遺跡、後者では名生館跡であろう。この2遺跡は多賀城造営以前の官衙跡として最近注目されている遺跡である。日本全体をみた場合には、まさに大和政権から律令国家へ発展する変革期と捉えることができ、大宝律令の制定後一応の確立をみる。このような社会的状況下において、関東系の土器を伴う遺跡が比較的短期間のうちに増加する原因は、必然的に明確になってこよう。またこのような現象の背後には国家的要請があったことが予想される。そうだとすれば本遺跡のように関東系の土器が主体をなす遺跡は、計画的に集落が形成されたのではないかと考えることも可能となってくる。また、土器そのものも関東地方と土器の分布圏が接する地域とは、自ずと土器のもつ意義が異なるものと考えられる。この時期の集落の全容は不明であるが、関東系土器の出土する意義とこのような特徴をもつ集落跡の研究における問題点の一端を素描してみた。このような問題を扱うには、なお時期早尚との謗りは免れないが今後の研究の方向性あるいは問題の所在が明らかになれば幸いである。